

組合規約 新旧対比表

施行日：2010年6月7日

(改正後)

(一部負担金の特例)

第52条

被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規程による医療を受けることができる者(以下「老人被保険者」という。)を除く。)である組合員が次に掲げる健康管理センターにつき療養の給付を受ける場合は、一部負担金を支払うことを要しない

NYKグループ健康
管理センター 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
日本郵船株式会社内

(現行)

(一部負担金の特例)

第52条

被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規程による医療を受けることができる者(以下「老人被保険者」という。)を除く。)である組合員が次に掲げる診療所につき療養の給付を受ける場合は、一部負担金を支払うことを要しない

日本郵船診療所 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
日本郵船株式会社内